# 船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

新旧対照表

令和 年 月 日 千 葉 県

新	旧
船橋都市計画	船橋都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
令和_年_月_日 千葉県	令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>4</u> 日 千葉県

新	旧
船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更す	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更す
る。	<b>ప</b> 。

新	旧
目次	目次
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 都市計画の目標       1         1) 都市づくりの基本理念       1         ①千葉県の基本理念       1         ②本区域の基本理念       1         2) 地域毎の市街地像       3
	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 主要な都市計画の決定の方針       6         1) 都市づくりの基本方針       6         ①集約型都市構造に関する方針       6         ②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針       6         ②都市の防災及び減災に関する方針       6         ④低炭素型都市づくりに関する方針       7         2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針       7         ①主要用途の配置の方針・       7         ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針・       9         ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針・       9         ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針・       9
③市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③市街地における住宅建設の方針       9         ④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針       10         ⑤市街化調整区域の土地利用の方針       11         3)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針       12         ①交通施設の都市計画の決定の方針       12         ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針       15         4)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針       18         ①主要な市街地開発事業の決定の方針       18         ②市街地整備の目標       18         5)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針       19

新	旧
①基本方針       15         ②主要な緑地の配置の方針       16         ③実現のための具体の都市計画制度の方針       17         ④主要な緑地の確保目標       18	①基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

新	[H
**	
1 都市計画の目標	1. 都市計画の目標   1) 都市づくりの基本理念
	①千葉県の基本理念
	<u>□ □ 〒 条宗の 季本 達 恋</u> 本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏
	中京 (は、八口麻グペグナー間にの進展、自和圏中天連稲日勤単垣(以下、「圏 中道」という。)等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素
	社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、
	それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。
	このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、
	活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果
	により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継
	承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。
	「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」
	低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要
	な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコン
	パクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。
	9 .
	「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」
	広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふ
	さわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性
	化を目指す。
	「人々が安心して住み、災害に強い街」 延焼火災を防ぎ緊急輸送路となる幹線道路、様々な災害に対応するための
	<u> </u>
	対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目
	指す。
	「豊かな自然を継承し、持続可能な街」
	身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成 や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

## (1) 本区域の基本理念

本区域は千葉県北西部に位置し、東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は 鎌ケ谷市・白井市に隣接し、南は東京湾に面するという立地条件<u>の下、県下</u>の中 核都市として発展してきた。

そして明治27年の総武鉄道、大正5年の<u>京成電気軌道</u>の開通等により商業都市として発展し、昭和12年に船橋町ほか4町村が合併して船橋市が誕生した。

その後、昭和10年代後半の軍需工場の進出等を契機に工業化<u>が</u>進み、昭和<u>30</u>年代の臨海部の埋め立てにより、臨海部と内陸部の双方に工場の集積が進<u>む一方、</u>昭和30年代から50年代前半にかけて鉄道駅を中心に<u>次々と大規模な住宅団地が</u>造成され、急激な人口増加をもたらした。

昭和50年代後半からは、それまでの急激な人口の伸びも緩やかになり、その後のバブル経済の崩壊、少子高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題の深刻化等、社会情勢が目まぐるしく変化していく中、恵まれた立地・鉄道網を背景に「住宅都市」として発展を続け、平成15年には千葉県で初の中核市に移行し、平成21年には人口60万人を擁する市となった。

そして、平成の中頃から令和の始めにかけて、山手地区の工場跡地に大規模商業施設や住宅地が立地し、臨海部の船橋オートレース場跡地には大型物流施設が整備される等、土地利用の転換が進む一方で、変わらずに市域北部に残る良好な自然と農地、東日本旅客鉄道(以下「JR」という。)総武線及び京葉線沿いの一大商業地及び臨海部の工場や港湾等により本区域独特の魅力を形づくっている。

これらを踏まえて、<u>まちの主役である住民を含め、船橋に関わるすべての人が</u>自分らしく生き生きと輝くことで、人々から笑顔があふれ、まち中に笑顔の輪が 広がることにより、さらに活気づくまち、すなわち「人もまちも輝く笑顔あふれ

## ②本区域の基本理念

本区域は千葉県北西部に位置し、東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は鎌ケ谷市・白井市に隣接し、南は東京湾に面するという立地条件である。また、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯内にあり、首都圏のほぼ30km圏内に位置しており、東京への通勤・通学時間が30分余であることから、京葉都市圏の中核都市として発展してきた。

本区域は、江戸時代より物資の集散地としての機能を持つとともに、農漁業も盛んな東京湾に面した街の中で、中心的な役割を果たしていた街の一つであった。

そして明治27年の<u>旧総武鉄道、大正15</u>年の<u>京成電鉄</u>の開通等により商業都市として発展し、昭和12年に船橋町ほか4町村が合併して船橋市が誕生した。

その後、昭和10年代後半の軍需工場の進出等を契機に工業化<u>も</u>進み、昭和<u>2</u>0年代の臨海部の埋め立てにより、<u>昭和30年代には</u>臨海部と内陸部の双方に工場の集積が進み工業都市としても発展した。

一方では、鉄道駅を中心に大規模な住宅団地が次々と造成され、急激な人口増加をもたらした。また、昭和40年代の千葉港葛南港区の建設や旧営団地下鉄東西線の開業、さらには商業の急激な集中発展により、市街地の急速な都市化が進んできた。

そして、昭和50年代後半から急激な人口増加も徐々に収まり、その後のバブル経済の崩壊、少子・高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題の深刻化、情報化の進展などが進むなか、住民の定住化傾向も強まり、恵まれた鉄道網の中の住宅都市として発展する一方、従来から人・物、情報等の行き交う中で蓄積された交通、商業、港湾等の機能、区域北部の自然と優良農地、東日本旅客鉄道総武線及び京葉線沿いの一大商業地及び臨海部の工場や港湾等により、本区域独特の魅力を形づくりながら、活気に満ちた街として首都圏における環状拠点都市群の形成を図るため、広域関連拠点との適切な機能分担の下、拠点性を高めていくことが期待されている。

これらを踏まえて、<u>当該区域の地域特性を生かし、京葉都市圏の中核的な都市</u>として都市機能、都市構造の再編整備を図り、また国際化時代へ向け現在及び将来の区域内住民の豊かな生活と一人ひとりが誇りの持てる都市、すなわち「生き

<u>る船橋</u>」の実現に向けた<u>まちづくり</u>の目標を次のとおり定める。

## ●交流により発展し便利で住みよいまちづくり

個性豊かで魅力ある拠点の形成を通じて、市内外から人が集まり、活発な都市 活動や交流が行われるまちづくりを目指すとともに、交通環境が充実し、日常の 買い物等が便利で住みよいまちづくりを目指す。

## ●誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪等からかけがえのない命を守り、多様な人々がゆるやかにつながり安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、未来を担う子供や高齢者、障害のある方等、誰もが健康で快適に暮らせるまちづくりを進める。

#### ●自然と人と産業が調和したまちづくり

恵まれた自然的環境の保全・創出や環境負荷の低減に取り組みながら、地域が もつ魅力を生かし、身近な緑と調和したうるおいが感じられる住宅地や賑わいあ る商業地、都市活力を創出する工業地等、将来にわたって個性ある地域が調和し たまちづくりを目指す。

## (2) 地域毎の市街地像

本区域を5つ(南部、西部、中部、東部、北部)に分け、それぞれの特性に応じた市街地の形成を目指す。

ア. 南部 (湊町地域、本町地域)

船橋駅周辺においては、交通環境の充実や広域的な商業機能等の集積、市街地の再構築により、個性と魅力あふれる拠点や市内外から人が集まる歩きたくなる市街地、賑わいと活気にあふれた市の玄関口を形成する。

臨海部においては、玄関口となる拠点形成や憩いの場創出、商業・娯楽施設や中心市街地の駅、商業空間の相互連携等による海と港に親しむことができる賑わい溢れた回遊性の高いウォーターフロントのまちをつくるとともに、広域的な交通と地域内の交通のスムーズな接続を図り、充実した交通ネットワークの確立を図る。

産業地においては、環境に配慮した付加価値の高い産業地を形成し、これら

<u>生きとしたふれあいの都市・ふなばし」</u>の実現に向けた<u>都市づくり</u>の目標を次のとおり定める。

- ●住みやすく、安全・安心な暮らしができる都市
- ・だれもが安心して暮らすことができ、いつでも地域や社会に参加し、快適な活動ができるような都市を目指す。
- ・災害に強い市街地の都市基盤整備を推進し、速やかに復旧・復興のできる災害 に強いまちづくりを進める。
- ●循環性と持続性をもつ、人と環境にやさしい都市
- ・恵まれた自然の特性や歴史・文化を尊重しながら、自然とふれあいの場や、農業との交流の場をつくることなどにより豊かな水とみどりの環境を守り、省エネルギーやリサイクルにも配慮した環境負荷の少ない都市を目指し、自然と共生した人と環境にやさしいまちづくりを進める。
- ●にぎわいと魅力ある交流が生まれる都市
- ・都市活動の中心となる個性ある多くの駅前や、様々な顔をもつ住宅地や商業地、 工業地などが集まり、相互に調和し、さらに便利で快適な都市の交通ネットワークが整い、豊かな海や川などの水辺と農地や樹林地のみどりを活かした質の高いまちを形成することにより、人々のにぎわいと魅力ある交流が生まれるまちづくりを進める。

## 2) 地域毎の市街地像

臨海部は、環境に配慮した高度な産業が展開されるとともに、これらの産業が 市民に開かれた場となるような、海と港に親しむことのできるウォーターフロントの形成を図る。また、大規模商業施設や娯楽施設は、中心市街地との相互連携 を促進しながら、個性と魅力あるにぎわいの場の形成を図る。

国道14号と東日本旅客鉄道総武線を中心として形成された既成の市街地は、 広域的な商業機能の集積を高め、中心市街地にふさわしい土地利用を図り、商業 業務市街地としての形成を図る。

海老川を挟んで、東西に広がる内陸の住宅地は、鉄道網によって市街地形成されているため道路網の強化を図り、良好な居住環境の維持・保全及び向上に努めるとともに、既に高度利用の進んでいる地区については中高層住宅地区として、良好な市街地形成に努める。

小室駅北側に広がる住宅地は、良好な居住環境の維持に努め、既存集落と調和

の産業が住民に開かれた場とする。

住宅地においては、公共交通や公共施設等生活のために必要な施設やコミュニティ空間が充実し、誰もが快適に暮らすことができるまちを目指す。

海老川調節池の整備による治水対策、台風や集中豪雨等による水害、震災時 の津波や液状化等の災害への対応を図り、災害に強いまちを目指すとともに、 道路幅員が狭く木造の建築物が密集した市街地の環境改善による、安心して暮 らせるまちを目指す。

神社や仏閣等の歴史的遺産、横丁等の風情、海岸線の面影を残す松林、海老川の流れ等の地域の特性を生かした魅力のあるまちや海老川上流地区のまちづくりと連続性のある水辺空間の整備を目指す。

#### イ. 西部(葛飾地域、法典地域)

西船橋駅周辺を中心に、多くの人々が集い、様々な交流や新たな活動が生まれる便利で活力あるまちをつくる。

安全で便利な道路網と公共交通利用環境を形成し、公共施設や周辺の地域等 とのネットワークの良いまちを目指すとともに、道路幅員が狭く木造の建築物 が密集した市街地の環境を改善し、安心して暮らせるまちを目指す。

<u>住宅地においては、緑豊かな農空間や公園、緑地、水辺などの環境を生かし、</u> うるおいとやすらぎを創出する。

門前町の歴史的景観や海岸線の面影を残す松林の緑、清らかな湧水等の地域の特性を生かした魅力あるまちや自然と暮らしと産業が調和し、相互の特性を 尊重するまちを目指す。

## ウ. 中部(夏見地域、新高根・芝山地域)

海老川上流地区においては、自然と調和し公共交通利用環境が充実した健康 創造都市として、人が行き交う魅力あふれる拠点、飯山満駅周辺においては、 新たな市街地を整備することにより、安全・安心・快適に暮らせるまちをつく る。

地域と周辺を結び生活や公共交通等の移動を支える道路網の整備・充実を図るとともに、自転車走行環境や自然とふれあうことができる散策路の整備を図ることにより、人と環境にやさしい道をつくり、暮らしに便利なまちを目指す。 木造密集住宅地をはじめとした、道路幅員が狭く木造の建築物が密集した市街地の環境を改善し、安心して暮らせるまちを目指す。

市街地における貴重な緑の環境を保全し、市民協働によって新しい緑を創り

旧

した質の高い住宅地の形成を図る。

また、住宅市街地の核となる各鉄道駅については、それぞれの地域の特性に応じた地区拠点や生活拠点としての形成を図る。

今後ともこれらの市街地は、地区コミュニティを単位として、各コミュニティの調和、そして区域全体としてのまとまりのある市街地の形成をめざすとともに、それぞれの地域の特性を生かしつつ、景観計画に基づき、良好な景観形成を図る。また、優良農地についてはその利用増進を図り、本区域の北部に広がる樹林地は極力保全に努め、本区域全体として秩序ある土地利用を図る。

出すことにより、うるおいとやすらぎのあるまちを目指すとともに豊かな自然 的環境を生かして中心市街地や海辺につながる水と緑のネットワークを形成 し、水辺にふれあえるまちを目指す。

豊かな自然的環境の保全を基本とした計画的な市街地や新しい時代の多様な世代の要請にこたえられる市街地・住宅地の形成により、自然と暮らしが調和した便利で住みよく、また誰もが活動しやすく、安全・安心・快適に暮らせるまちを目指す。

#### 工. 東部(前原地域、習志野台地域)

津田沼駅周辺においては、多くの人々が集い、学生等若者達でにぎわう、様々な交流や新たな活動が生まれる便利なまち、北習志野駅周辺においては、交通ターミナル機能を生かしながら、多くの人々が集い、賑わい、交流するまち、飯山満駅周辺においては、継続的な市街地整備により、安全で快適に暮らせるまちを目指す。

道路網の整備やバス網の充実を図り、駅にアクセスしやすく乗り継ぎが便利な交通ターミナル拠点や公共施設、鉄道駅等の交通の拠点を結んだ地域の道路ネットワークを形成し、便利で快適なまちを目指す。

駅や商店街等の人が集中する場所の安全性を確保するとともに、道路幅員が 狭く木造の建築物が密集した市街地の環境を改善することにより、災害に強い まちを目指す。

大学等の教育施設が立地する地域の特性を生かした良好な景観、歴史や文化 の薫りが感じられる景観を生かし、学生と地域住民が交流するまちや個性ある 快適なまちを形成する。

市街地や社寺林、屋敷林等の緑の環境を保全し、市民協働によって新しい緑を創り出し、うるおいとやすらぎのあるまちを目指す。

## オ. 北部 (八木が谷地域、豊富地域)

二和向台駅周辺においては、都市基盤整備による便利で住みよいまち、その 他鉄道駅周辺においては、市街地の環境改善やゆとりある質の高い市街地を保 全し、緑の環境に囲まれたふるさとのまちを目指す。

公共交通の維持・充実と安全で便利な道路網を形成し、公共施設や周辺地域 等とのネットワークが良いまち、広域道路ネットワークを生かしたまちを目指 す。

道路幅員が狭く木造の建築物が密集した市街地の環境を改善し、安心して暮

新	la l
らせるまちを目指す。 住宅地においては、豊かな自然的環境と人が調和する計画的な土地利用を図りながら、農業と身近にふれあえる、うるおいとやすらぎのある住宅地を維持・形成する。 農村集落においては、地域に広がる農地の保全・活用を図るとともに、周辺環境と調和した良好な集落を維持・形成する。 農地や樹林地等の緑豊かな自然的環境を生かし、水と緑のネットワークを形成することにより、北部アンデルセン環境軸の強化や南北環境軸の連携を図り、自然と農にふれあえる優れた環境を次の世代に継承するまちを目指す。	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針  1) 区域区分の決定の有無  本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。 本区域は、東京に近接しており早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和30年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成や、市街地外縁部での無秩序な市街化の拡大をもたらした。 平成2年以降、人口の急激な増加は収まりつつあるが、依然として人口・世帯数ともに増加傾向にあることから、無秩序な市街化の抑制と都市に残された貴重な緑地等自然環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。
	<u>①おおむねの人口</u>

新	ll ll
	本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。_
	年次     平成22年       6和7年
	都市計画区域内人口 約609千人 おおむね626千人
	<u>市街化区域内人口</u> <u>約571千人</u> <u>おおむね588千人</u>
	なお、令和7年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されて
	<u>5.</u>
	②産業の規模 本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。
	年次     平成22年     今和7年
	工業出荷額     約 5,829億円     おおむね 8,580億円       生産規模
	<u> </u>
	第一次産業     約 2.5千人     おおむね3.0千人       1.0 (%)     1.0 (%)
	就業構造     第二次産業     約 47.1千人 17.9 (%)     おおむね59.7千人 20.4 (%)
	第三次産業 約 213.1千人 おおむね230.4千人 81.1 (%) 78.6 (%)
	なお、令和7年においては、上表と合わせ千葉県全体で産業の規模が想定さ
	<u>ている。</u>
	③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係
	本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を
	案し、令和7年の時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむれ 0年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすること
	し、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

新	旧	
	<u>年 次</u>	
	<u>市街化区域面積</u> おおむね 5,509 h a	

(注) 市街化区域面積は、令和7年時点における人口の保留フレームに対応する 市街化区域面積を含まないものとする。

## |2 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 都市づくりの基本方針
- ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

本区域の総人口は、令和17年まではゆるやかに増加を続けるものの、将来的には減少する見込みである。これを踏まえ本区域においては、住宅地や商業地、工業地の多彩な土地利用が交流し、調和のとれたまちを目指すとともに、都市活動の中心となる駅周辺に、商業・業務、医療・福祉等の都市機能や交通機能が充実した便利で快適な拠点づくりを行い、それぞれの拠点の特性を生かした個性豊かで親しみのあるコンパクトな都市づくりを目指す。

このため、船橋駅周辺を中心商業地、また、西船橋駅、津田沼駅、北習志野駅 の各駅周辺を地域拠点商業地、さらに、<u>下総中山駅、南船橋駅等を地区拠点商業</u>地、その他駅周辺を生活拠点として、都市機能の充実を図る。

また、各拠点間のアクセス性の向上を図るため、鉄道駅へのアクセス道路の整備を進め、鉄道と他の交通機関の連絡性を改善し、道路網の整備や交通結節点の整備にあわせて、住民のニーズに応じた多様なバス網の再編を図ること等により、公共交通の利用促進を図る。

<u>これらの取組等により拠点を中心とした居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成を目指す。</u>

さらに、鉄道駅や公共施設等へのエレベーター設置や歩道の段差解消等を推進するなど、誰もが快適で過ごしやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、福祉や医療などの施設が利用しやすい配置となるように立地誘導する。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1)都市づくりの基本方針
- ①集約型都市構造に関する方針

住宅地や商業地、工業地の多彩な土地利用が交流し、調和のとれたまちを目指すとともに、都市活動の中心となる駅周辺に、商業・業務、医療・福祉等の都市機能や交通機能が充実した便利で快適な拠点づくりを行い、それぞれの拠点の特性を生かした個性豊かで親しみのあるまちを目指す。

このため、船橋駅周辺を中心商業地、また、西船橋駅、津田沼駅、北習志野駅 等の各駅周辺を地域拠点商業地、さらに、<u>その他の駅周辺を地区拠点商業地や生</u> 活拠点として、都市機能の充実を図る。

飯山満地区等の新市街地の形成にあたっても、駅周辺に商業施設等の誘導を図<u>る。</u>また、各拠点間のアクセス性の向上を図るため、鉄道駅へのアクセス道路の整備を進め、鉄道と他の交通機関の連絡性を改善し、道路網の整備や交通結節点の整備にあわせて、<u>市</u>民ニーズに応じた多様なバス網の再編を図ること等により、公共交通の利用促進を図る。

さらに、鉄道駅や公共施設等へのエレベーター設置や歩道の段差解消等を推進するなど、<u>高齢者や障害のある人等を含めた、</u>誰もが快適で過ごしやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、福祉や医療などの施設が利用しやすい配置となるように立地誘導する。

## ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

本区域の臨海部については、東関東自動車道(<u>以下「東関東道」という。)などの広域道路ネットワーク</u>に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような<u>新たなニーズ</u>に対応しながら、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。

また、本区域の北部地域については、北千葉道路の整備による広域道路ネット ワークを生かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然的環境への影響等に 配慮しながら、新たな産業地の創出を検討する。

## ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針

災害による被害を最小限に<u>し、</u>災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化及び老朽化対策を進め、避難路、緊急輸送道路としての機能をもつ道路を整備するとともに、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進を図る。また、木造住宅やマンションの耐震診断や耐震補強工事を促すとともに、病院や社会福祉施設等民間の公共公益施設に対しても耐震診断や耐震補強工事を促し、耐震化率の向上を図る。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。また、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、<u>河川・公共下水道等の計画的な整備や透水性舗装や貯留浸透施設の整備により雨水流出の抑制を図るとともに、</u>緑地や農地等を保全することにより、<u>流域治水の推進に努める。</u>

## ④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

良好な植生をもつ樹林地、由緒ある社寺境内地や河川敷、市民が利用できる農園等を結び、自然やふるさとが感じられる水と緑のネットワークの形成を図る。 市街地では、公共施設や民有地の緑化、建築物の壁面や屋上の緑化、駅前等都市のシンボルとなる地区での重点的な緑化の推進、景観木や街路樹、生け垣等の積

## ②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

本区域の臨海部については、東関東自動車道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、<u>広域幹線道路のポテンシャルを生かして</u>倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような<u>産業構造の転換</u>に対応しながら、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。

## ③都市の防災及び減災に関する方針

災害による被害を最小限に<u>するとともに、</u>災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化<u>を進める。</u>また、<u>民間の建</u>築物等に対しても耐震診断や耐震補強工事を促し、耐震化率の向上を図る。

道路幅員が狭く木造建築物が密集した市街地においては、道路などの都市基盤の整備を推進するとともに、災害時に避難場所となり火災時の延焼を防ぐ公園や広場等のオープンスペースの確保や、延焼の遅延帯となる道路の整備、沿道建築物の不燃化などに努める。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。また、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、緑地や農地等を保全することにより、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努める。

## ④低炭素型都市づくりに関する方針

公共交通の利便性向上や自転車走行環境を改善するなど、過度に自動車に依存 しない総合的かつ効率的な交通体系を整備することにより、市内の慢性化した交 通渋滞を緩和し、大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の抑制を図る。

また、医療、福祉、商業等の都市機能や居住の拠点への集約化によって、エネ

極的な整備等により、緑の創出を促進する。また、緑に関わる助成や協力体制の充実、ボランティア活動の推進等、総合的な緑の保全と育成のための施策の展開を検討する。

さらに、グリーンインフラの推進や都市農地の保全、バイオマスの利活用等に よる温室効果ガスの吸収源対策等を進めることにより、2050年までに温室効果ガ スの排出を全体として実質ゼロにすることを目指す「2050年ゼロカーボン」に取 り組む。 ルギー効率が高く環境負荷の少ない、持続可能な都市の形成を図る。さらに、太陽光などの再生可能エネルギーを生かしながら、低炭素社会に配慮した都市づくりを目指す。

旧

## (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①主要用途の配置の方針

#### a 業務地

ア. 市役所周辺から船橋駅に至る地区

市役所等の官公庁施設及び文化ホール、図書館等の文化施設が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後も中核都市にふさわしい業務機能の充実を図るため業務地として配置する。

## b商業地

ア. 船橋駅周辺地区

<u>JR</u>総武線、東武鉄道野田線<u>(以下「東武野田線」という。)</u>、京成電鉄京成本線<u>(以下「京成本線」という。)</u>及び路線バスの交通結節点であり、<u>広域的な商業機能等の集積を高め、土地利用の高度化や複合化</u>等により、個性と魅力あふれる中心商業地として配置する。

イ. 西船橋駅周辺地区

<u>J R総武線、武蔵野線及び京葉線、</u>東京地下鉄東西線、東葉高速鉄道 東葉高速線<u>(以下「東葉高速線」という。)</u>及び路線バスの交通結節点 としての特性を生かしながら、駅のターミナル機能と一体となった魅力 と活力のある商業施設等の集積を図り、本区域の西部地域の地域拠点商 業地として配置する。

ウ. 津田沼駅周辺地区

JR総武線、京成電鉄松戸線(以下「京成松戸線」という。)及び路

## 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

#### a 業務地

ア.市役所周辺から船橋駅に至る地区

市役所等の官公庁施設及び文化ホール、図書館等の文化施設が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後も中核都市にふさわしい業務機能の充実を図るため業務地として配置する。

## b 商業地

ア. 船橋駅周辺地区

東日本旅客鉄道総武線、東武鉄道野田線、京成電鉄京成本線及び路線バスの交通結節点であり、地区のポテンシャルを十分に生かした広域的な商業活動を営んでいる。今後も本地区を広域的な中心商業地として配置する。

イ. 西船橋駅周辺地区

東日本旅客鉄道総武線及び武蔵野線、東京地下鉄東西線、東葉高速鉄道東葉高速線及び路線バスの交通結節点としての特性を生かしながら、 商業をはじめとする施設の集積を図り、本区域の西部地域の拠点として 配置する。

ウ. 津田沼駅周辺地区

東日本旅客鉄道総武線、新京成電鉄新京成線及び路線バスの交通結節

線バスの交通結節点であり、若者のまち、文教のまちとしての特徴を生かすとともに、駅のターミナル機能と一体となった商業機能等の強化を図る地域拠点商業地として配置する。

#### 工. 北習志野駅周辺地区

東葉高速線と<u>京成松戸線</u>との乗り換えによって、都心への直接乗り入れが可能という利便性を生かし、地域の商業サービスをはじめ、沿線の住宅地に居住する人々の豊かな生活指向や地域の生活環境へ対応するための地域拠点商業地として配置する。

#### オ. その他の地区

飯山満駅や海老川新駅周辺において土地区画整理事業が進められており、これらの地区は周辺住民の生活を支える地区拠点商業地として配置する。

南船橋駅周辺は、市有地活用事業により臨海部の玄関口として賑わい 創出や回遊性を高め、周辺の住宅等と調和した地区拠点商業地として配 置する。

その他、東船橋駅、新船橋駅、馬込沢駅、<u>高根木戸駅、</u>高根公団駅、 二和向台駅、船橋日大前駅及び小室駅の各駅周辺地区並びに三山地区に おいては、各々の駅の性格や商業地の特性に応じ、地区拠点商業地とし て配置する。

また、臨海部については周辺の環境に配慮しつつ、大規模商業施設、娯楽施設等を配置する。

#### c工業地

ア. 埋立地(高瀬町、潮見町、西浦、栄町、日の出地区等)

港湾機能と道路機能等の交通条件に非常に恵まれ、工業地として優れた立地条件を有しているため、今後も本区域の工業地として配置する。

イ. 北部<u>地域</u>(豊富・鈴身地区<u>等</u>)

北部地域には、市内の住工混在解消に伴う工場移転等を目的とした船

旧

点<u>としての特性を生かしながら、沿線地域の文化的で豊かな暮らしを支える商業サービス機能の集積を図り、情報の発信や文化の創造を図る本</u>区域の東部地域の拠点として配置する。

#### 工, 北習志野駅周辺地区

東葉高速鉄道東葉高速線と<u>新京成電鉄新京成線</u>との乗り換えによって、都心への直接乗り入れが可能という利便性を生かし、地域の商業サービスをはじめ、沿線の住宅地に居住する人々の豊かな生活指向や地域の生活環境へ対応するための<u>地域拠点</u>として配置する。

オ. その他の地区

下総中山駅周辺地区は、法華経寺に代表される門前町としての下町的な風情をもった商店街を中心として、歴史性を演出する駅前やまちなみ整備を進め、身近な生活の拠点として商業地を配置する。また、飯山満駅、船橋日大前駅、高根公団駅、二和向台駅、馬込沢駅、東船橋駅、小室駅、南船橋駅、海老川上流地区に設置する東葉高速鉄道東葉高速線の新駅の各駅周辺地区及び三山地区については、地区住民の日常購買需要をまかなう地区の中心的な商業地を配置する。

また、臨海部については周辺の環境に配慮しつつ、大規模商業施設、娯楽施設等を配置する。

#### c工業地

ア. 埋立地(高瀬町、潮見町、西浦、栄町及び日の出等)

港湾機能と道路機能等の交通条件に非常に恵まれ、工業地として優れた立地条件を有しているため、今後も本区域の工業地として配置する。

イ. 北部<u>地区</u> (豊富・鈴身地区)

北部地区に、市内の住工混在解消に伴う工場移転等を目的とし、先端

技術を中心に、研究・開発・流通機能の集積を図る工業地を配置する。

旧

<u>橋ハイテクパークがあり</u>、<u>今後も</u>先端技術を中心に、研究・開発・流通機能の集積を図る工業地として配置する。

また、北千葉道路の整備による広域道路ネットワークを生かした産業 拠点の形成に向けて、既存農業や自然的環境への影響等に配慮しながら、 新たな産業地の創出を検討する。

ウ. 内陸部(山手、習志野及び藤原地区)

内陸部にある既存の工業地については、周辺の住宅地等の環境との調和に十分留意しつつ工場の操業環境の確保と維持に努め、環境に配慮した都市型工場への誘導を図りながら工業地として配置する。

#### d流涌業務地

ア. 千葉港葛南港区、<u>東関東道</u>谷津船橋インター<u>チェンジ</u>及び京葉道路 船橋インターチェンジ周辺地区

陸・海の交通の要衝に位置するこれら港湾やインターチェンジ周辺は、 東京外かく環状道路の開通や新湾岸道路の計画の具体化によって、流通 業務地としてのポテンシャルがより一層高まることが期待される<u>ため</u>、 今後も広域的な物流の拠点としての機能の充実に努め、流通業務地とし て配置する。

## イ. 市場地区

公設市場<u>が</u>立地している市場地区は、<u>住民</u>の消費生活の中心として<u>品質管理・衛生管理の高度化に対応できる施設の整備を進めるなど、今後も流通業務地として配置する。</u>

## e 住宅地

## ア. 既存住宅地

旧街道や国道沿いに形成された住宅地と、<u>JR武蔵野線、京成松戸線及び東武野田線</u>沿線に広がる住宅地は、都市施設の整備等<u>により</u>居住環境の保全に努め、今後も住宅地として配置する。

特に、土地の高度利用化が進んでいる若松地区、高根台地区、習志野台地区、行田地区、芝山地区等や各駅前等の交通ポテンシャルの高い地区については、中高層住宅地として配置する。

緑地や樹林地、農地と一体となっている住宅地については、緑地・農

## ウ. 内陸部(山手、習志野及び藤原地区)

内陸部にある既存の工業地については、周辺の住宅地等の環境との調和に十分留意しつつ、今後も工業地として配置する。

#### d流通業務地

ア. 千葉港葛南港区、<u>東関東自動車道</u>谷津船橋インター及び京葉道路船橋インター周辺地区

これらの地区は、陸・海の交通の要衝に位置するとともに、東京外かく環状道路の開通によって、流通業務地としてのポテンシャルが一層高まることが期待されることから、広域的な物流の拠点としての機能を充実させるものとし、流通業務地として配置する。

## イ. 市場地区

公設市場<u>の</u>立地している市場地区は、<u>市民</u>の消費生活の中心として<u>の</u>機能を充実させるものとし、流通業務地として配置する。

## e 住宅地

## ア. 既成住宅地

旧街道や国道沿いに形成された住宅地と、<u>新京成電鉄新京成線及び東武鉄道野田線</u>沿線に広がる住宅地は、都市施設の整備等<u>の</u>居住環境の整備保全に努め、今後も住宅地として配置する。

特に、土地の高度利用化が進んでいる若松地区、高根台地区、習志野台地区、行田地区<u>及び</u>芝山地区等<u>に併せ</u>各駅前等の交通ポテンシャルの高い地区については、中高層住宅地として配置しその整備に努める。

地環境を保全し、良好な居住環境の維持に努める。

## イ. 新たな住宅地

飯山満地区及び海老川上流地区においては、土地区画整理事業等の促進を図り、良好な住宅地として配置する。

#### ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

#### a 商業·業務地

ア. 船橋駅周辺地区

船橋駅周辺地区は、本区域の中心部として広域的な商業・業務機能の 集積により高密度利用を図る。

石. 西船橋駅、津田沼駅、北習志野駅周辺地区

西船橋駅、津田沼駅、北習志野駅周辺地区は、地域の拠点となる商業 地として高密度利用を図る。

ウ. その他地区の拠点となる駅周辺

その他地区の拠点となる駅周辺は、商業機能を中心とした高密度利用 を図る。

## b住宅地

- ア. <u>J R 武蔵野線、</u>東武野田線及び<u>京成松戸線</u>沿線に広がる住宅地 良好な住宅環境を維持するため、低層な独立住宅を配置し、低密度利 用を図る。
- イ. 若松、高根台、習志野台、行田<u>、</u>芝山地区等 既に中高層化が進んでいる地区であり、高密度利用を図る。
- ウ. JR総武線及び京成本線沿線の地区

木造住宅が密集した<u>地区であり、</u>建物の中層化を進めるなど高密度利用を図る。

## イ. 計画的住宅地

飯山満地区及び海老川上流地区においては、土地区画整理事業等の促進を図り、良好な住宅地として配置する。

旧

#### ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

#### a 商業·業務地

ア. <u>下総中山駅から津田沼駅に至る帯状の地域</u> 本区域の拠点となる商業地及び業務地として、高密度利用を図る。

## b住宅地

- ア. 東武<u>鉄道</u>野田線及び<u>新京成電鉄新京成線</u>沿線に広がる住宅地 良好な住宅環境を維持するため、低層な独立住宅を配置し、低密度利 用を図る。
- イ. 若松、高根台、習志野台、行田<u>及び</u>芝山地区等 既に中高層化が進んでいる地区であり、高密度利用を図る。
- ウ. <u>東日本旅客鉄道</u>総武線及び<u>京成電鉄</u>京成本線沿線の地区 木造住宅が密集した<u>住宅地の再整備や敷地の共同化等により、</u>建物の 中層化を進めるなど高密度利用を図る。

## ③市街地における住宅建設の方針

## a 住宅建設の目標

本区域の住宅戸数は量的には確保されているものの、老朽化住宅、狭

新	旧
	小過密住宅等の不良住宅ストックは漸増の傾向にある。
	また、住民の生活水準の向上に伴い、住宅対策は、「量」から「質と
	環境」の充実へと方向転換して、居住水準の向上を図るための施策が要
	請されている。
	このようなことから、本区域では人口増加に伴う新規の住宅需要を充
	足し、さらに居住水準の向上を図るため、すべての住民が、良好な居住
	環境の下に安定し、生活を営むに足りる住宅が確保することができるよ
	<u>う、住宅建設の目標を次のとおりとする。</u>
	・引き続き千葉県住生活基本計画に定められた誘導居住面積水準の達成
	世帯数の一層の向上を目指す。また、できるかぎり早期に、すべての世
	帯が最低居住面積水準を確保できるように努める。
	・災害に対する安全性の確保、日照・通風・採光等の衛生上、または安
	全上支障のない水準の確保、騒音、大気汚染、悪臭等に関して支障のな
	い水準の確保等、低水準の居住環境の解消及び良好な居住環境の確保に
	<u>努める。</u>
	・世帯の増加、住替、建替等による住宅需要を充足し、需要に見合った
	住宅供給を促進する。
	b 住宅建設のための施策の概要
	本区域の住宅建設計画の居住水準及び居住環境水準の目標達成のための状態がある。
	の施策は次のとおりとする。
	・公共賃貸住宅の供給が援助を必要とする者に的確に行なわれるよう、
	<u>入居管理及び家賃の適正化を推進するとともに新規の供給に努める。</u> ・住宅建設及び宅地開発に関連して必要となる公共施設及び公益的施設
	・住宅建設及び宅地開発に関連して必要となる公共施設及び公益的施設 の整備を促進し、良好な居住環境及び生活の利便の確保に努める。
	<u>い金畑で促進し、民好な石工界児及い土伯の利民の維体に劣める。</u>
   ③市街地の土地利用の方針	   ④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
ア、土地の高度利用に関する方針	ア.土地の高度利用に関する方針
船橋駅、津田沼駅、西船橋駅、北習志野駅周辺地区及びその他地区の	下総中山駅から津田沼駅に至る帯状の地域内及び北習志野駅周辺地区
拠点となる駅周辺は、本区域の拠点となる商業地及び業務地とし、土地	は、本区域の拠点となる商業地及び業務地とし、土地の高度利用を図る。
の高度利用を図る。	特に西船橋駅周辺地区は、複数の鉄道が乗り入れ、非常に良好な交通
特に西船橋駅周辺地区は、複数の鉄道が乗り入れ、非常に良好な交通	条件を備えながらも <u>未利用地が多く存在しているため</u> 、業務施設、文化

条件を備えながらも<u>拠点としての機能が十分に発揮されていないため</u>、 業務施設、文化施設等の集積とともに基盤施設の整備を進め、西部地区 の新たな拠点にふさわしい高度利用を図る。

船橋駅周辺<u>地区は、</u>広域的な商業<u>・業務</u>機能などの集積を高め、中心 市街地にふさわしい土地の高度利用を図る。

海老川上流地区は、<u>東葉高速線海老川新駅</u>の設置に伴う新しいまちづくりにふさわしい土地の高度利用を図る。

臨海部の商業地が集積する地区は、賑わいの創出や回遊性の向上に努め土地の高度利用を図る。

また、南船橋駅周辺地区は、臨海部の玄関口にふさわしい土地の高度 利用を図る。

イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

居住環境の悪化が見られる北習志野駅周辺地区、津田沼駅北側地区、 宮本地区、船橋駅周辺地区、下総中山駅周辺地区及びその他土地区画整 理事業等の計画的なまちなみ整備が行われていない地区では、公共施設 の整備とともに、老朽・狭小な木造建物の密集する地域の改善を促進し、 良好な市街地の形成を図る。

空き家が増加している市街地においては、生活環境の悪化を防ぐため、 空き家等の適正管理及び利活用を促進するとともに、放置すると危険な 空き家について空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管 理を促すなど、居住環境の改善や維持を図る。

ウ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街化区域内の公園緑地等を適切に維持管理<u>するとともに、</u>斜面緑地 や松林など特徴あるみどりの保全・創出に努める。

葛飾、中山競馬場、法典、滝不動の各風致地区は、良好な自然的景観を形成しており、その維持・保全を図る。

市街化区域内の農地については、生産緑地制度等の活用により身近な緑地として保全を図るとともに、公園等としての活用も検討する。

都市内の健全な水循環の構築を図るため、雨水浸透・貯留の推進や河川・湖沼周辺の緑地保全、都市緑化の推進等に努める。

景観法に基づく景観計画により積極的な景観形成に努め、良好な市街

施設等の集積とともに基盤施設の整備を進め、西部地区の新たな拠点に ふさわしい高度利用を図る。<u>また、</u>船橋駅周辺<u>の商業地においては、</u>広 域的な商業機能などの集積を高め、中心市街地にふさわしい土地の高度 利用を図る。

海老川上流地区は、<u>東葉高速鉄道東葉高速線新駅</u>の設置に伴う新しい まちづくりにふさわしい土地の高度利用を図る。

臨海部の商業地、業務地が集積する地区においては、賑わいの創出や 回遊性の向上に努め土地の高度利用を図る。

また、南船橋駅周辺地区<u>において</u>は、臨海部の玄関口にふさわしい<u>拠</u> 点整備を行い、土地の高度利用を図る。

ウ.居住環境の改善又は維持に関する方針

居住環境の悪化が見られる北習志野駅周辺地区、津田沼駅北側地区、 宮本地区、船橋駅周辺地区、下総中山駅周辺地区及びその他土地区画整 理事業等の計画的なまちなみ整備が行われていない地区では、公共施設 の整備とともに、老朽・狭小な木造建物の密集する地域の改善を促進し、 良好な市街地の形成を図る。

防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、空き家 対策特別措置法に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維 持を図る。

エ.市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の<u>市民の森や</u>公園緑地等を適切に維持管理<u>し、拠点となるみどりの景観保持・創造に努める。</u>斜面緑地や松林など<u>、自然地形の</u>特徴が表れたみどりを守り、景観の保全に努める。

葛飾、中山競馬場、法典、滝不動の各風致地区は、良好な自然的景観を形成しており、その維持・保全を図る。

また、景観法に基づく景観計画により積極的な景観形成に努め、良好

 $\Box$ 

地環境の創出・維持を図る。

エ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

<u>山手地区や</u>藤原地区等<u>の</u>内陸部の一団の工業地において、用途の混在が生じている地区については、住工の双方の環境に配慮しつつ、それぞれの土地利用の実状を十分に見定めた上で、今後の土地利用のあり方を定める。

特に、工場の撤退による跡地等において、大規模な土地利用転換が行われる場合は、周辺地域を含めた区域において市街地環境や交通への影響が生じないよう、地権者及び地域住民との協議・説明を十分に行うことにより、望ましい市街地像を探り、必要に応じて都市計画の見直しを検討しながら適切な土地利用を図る。

## ④市街化調整区域の土地利用の方針

ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業基盤整備等が実施されている小室地区、高根地区、二和・三咲地区、豊富地区等に広がる農地は、本区域にとって貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。

イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

<u>溢水や湛水により建築物の損壊や住民の生命・財産に著しい危害が生</u>じるおそれがある区域について、開発行為の制限を図る。

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

ウ. 自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

農地や山林など身近な自然的環境は、自然の水循環を維持する機能や 生態系を保全・再生する機能、土壌の浸食防止や植生を保護する機能等 があり、持続可能な自然的環境、都市環境の実現及び防災減災に寄与し ている。

そのため、水と緑のネットワークを形成する南北の環境軸における樹

な市街地環境の創出・維持を図る。

イ.用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

藤原地区等<u></u>内陸部の一団の工業地区において、用途の混在が生じている地区については、住工の双方の環境に配慮しつつ、それぞれの土地利用の実状を十分に見定めた上で、今後の土地利用のあり方を定める。

<u>また、</u>工場の撤退による跡地等において、大規模な土地利用転換が行われる場合は、周辺地域を含めた区域において市街地環境への影響、交通への影響が生じないよう、地権者及び地域住民との<u>調整</u>を十分に行うことにより、望ましい市街地像を探り、<u>これに向けた</u>適切な土地利用を図る。

## ⑤市街化調整区域の土地利用の方針

ア.優良な農地との健全な調和に関する方針

農業基盤整備等が実施されている小室地区、高根地区、二和・三咲地区<u>及び</u>豊富地区等に広がる農地は、本区域にとって貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。

イ.災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

海老川沿いの水田は、これらの区域が市街化した場合、溢水や湛水の 災害発生が予想され、かつ、下流の既成市街地への影響も著しいものが ある。

<u>これらの区域については、広域河川改修事業等の治水対策と調整を図りつつ計画的な開発以外極力保全に</u>努める。

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域<u>及び特別警戒区域</u>の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

ウ.自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

水と緑のネットワークを形成する南北の環境軸における樹林地、良好

林地、良好な景観<u>を</u>形成する北部地域の豊かな自然<u>における</u>樹林地など を重要な緑と位置づけ、<u>グリーンインフラとして活用し、地域の特性に</u>

また、市街化区域の周辺にあって優れた自然の景観を維持し、都市の環境を保全する樹林地については極力その保全に努める。

さらに、景観法に基づく景観計画により積極的な景観形成に努め、良好な自然的環境の創出・維持を図る。

エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、 既存工業団地等に隣接した区域においては、産業系の土地利用について 適切な誘導を図る。

また、本区域の北部地域については、北千葉道路の整備による広域道路ネットワークを生かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然的環境への影響等に配慮しながら、新たな産業地の創出を検討する。

千葉県全体で、令和17年の人口フレームの一部が保留されている。ついては、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

## (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

## a 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

応じ適切に保全する。

本区域の道路網や交通網の状況、また将来の交通需要等を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

- ・大型車混入率が高く、飽和状態にある東京・千葉間の交通需要に対応するため、東関東道や京葉道路といった広域的な道路ネットワークを強化するとともに、新湾岸道路の計画の具体化及び北千葉道路の整備を促進し、これらの高規格道路等と区域内の幹線道路を有機的に結びつけることで、本区域の交通渋滞の緩和を図る。
- ・広域幹線道路や主要幹線道路としては、首都圏の環状道路である国道1

旧

な景観形成<u>に寄与</u>する北部地域の豊かな自然<u>を構成する</u>樹林地などを重要な緑と位置づけ、地域に応じた適切な保全施策を推進する。

また、市街化区域の周辺にあって優れた自然の景観を維持し、都市の環境を保全する樹林地については極力その保全に努める。

エ.秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

千葉県全体では、令和7年の計画人口フレームの一部が保留されている。ついては、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区については、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等の必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

## 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

## ①交通施設の都市計画の決定の方針

## a 基本方針

ア.交通体系の整備の方針

本区域の道路網や交通網の状況、また将来の交通需要等を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

- ・大型混入率が高く、飽和状態にある東京・千葉間の交通需要に対応するため、東関東自動車道、京葉道路及び新たな湾岸道路の検討を促進し、本区域の北部に計画されている北千葉道路の建設を進めることで、これらの高規格道路等と区域内幹線道路を有機的に<u>結びつけ、</u>本区域の<u>交通</u>量の緩和を図る。
- ・広域幹線道路網を補完する主要幹線道路としては、首都圏の環状道路

6号をはじめ、葛南地域と東葛地域を結ぶ主要地方道船橋我孫子線、葛南地域と成田印旛地域を結ぶ国道 296号等があり、これらにより都市間の交通需要に対する幹線道路網を形成する。

- ・居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保、交通の円滑化を図るため、区域内の拠点となる地区や新たな市街地などを結ぶ<u>区域内の</u>幹線道路網を形成する。
- ・<u>交通機関の分担を適正化する</u>ため、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備を促進するとともに、<u>市街地においてはゆとりのある歩行者・自転車空間の確保を図りつつ、市街地</u>道路の整備状況に応じた自動車交通に対する規制・誘導を進める。
- ・バス交通については、定時性の確保や走行環境の改善、バス路線網の 再構築等を事業者とともに検討し、利便性の向上を図る。
- ・公共交通不便地<u>域</u>の解消を図るため、地域住民・事業者・行政の三者 が連携して対策に取り組んでいく。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を 踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、 見直しを行う。

#### イ. 整備水準の目標

#### 【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.3km/km²(<u>令和2年度</u>末現在)が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

## 【駐車場】

駐車場については、公共と民間の適正な役割分担のもと、<u>必要に応じ</u>て民間駐車場の設置の促進と既存駐車施設の有効利用を図る。

#### b主要な施設の配置の方針

ア. 道路

である国道16号をはじめ、葛南地域と東葛地域を結ぶ主要地方道船橋 我孫子線、葛南地域と成田印旛地域を結ぶ国道296号等があり、これ らにより都市間の交通需要に対する幹線道路網を形成する。

- ・居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保、交通の円滑化を図るため、区域内の拠点となる地区や新たな市街地などを結ぶ<u>都市内</u>幹線 道路網の形成を図る。
- ・<u>適正な交通機関の分担を図る</u>ため、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備を促進するとともに、道路の整備状況に応じた自動車交通に対する規制・誘導のための手法を導入し、交通機関相互の分担、市街地におけるゆとりのある歩行者・自転車空間の確保を図る。
- ・交通渋滞の緩和を図るため、鉄道事業者と調整を図りながら新京成線 の連続立体化について検討を進める。
- ・バス交通については、<u>道路網の整備、交通結節点の整備及び道路整備とあわせて、</u>定時性の確保や走行環境の改善、バス路線網の再構築等を 事業者とともに検討し、利便性の向上を図る。
- ・公共交通不便地区の解消を図るため、地域住民・事業者・行政の三者協働で対策に取り組んでいく。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

#### イ.整備水準の目標

## 【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し<u>約 1.0km/km² (平成 27年度</u>末現在)が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

## 【駐車場】

駐車場については、<u>既存駐車施設の有効利用を図るとともに、駐車需要の高い商業地において整備することを目標とし、</u>公共と民間の適正な役割分担のもと、計画的な整備に努める。

## b主要な施設の配置の方針

ア.道路

中心市街地の再編整備や都市機能の活性化を促す南北道路及び中心地区循環道路として<u>都市計画道路</u>3・1・37 号馬込町古和釜町線、3・3・7 号南本町馬込町線、3・4・15 号本郷町古作町線、3・4・22 号西浦藤原町線、3・4・25 号宮本古和釜町線、3・4・20 号印内習志野台線及び3・3・8 号古作町前原東2丁目線を位置付ける。また、本区域の経済活動の中心地である船橋駅周辺を核として西船橋駅周辺地区、津田沼駅周辺地区、北習志野駅周辺地区等の各拠点を有機的に結ぶ道路による交通の円滑化を図るため、<u>都市計画道路</u>3・4・20 号印内習志野台線、3・4・27 号前原東飯山満町線を整備する。

#### イ. 鉄道

公共交通の利便性向上と新たな拠点形成を図るため、海老川上流地区 に東葉高速線海老川新駅を設置する。

#### ウ. 駐車場

#### · 自動車駐車場

商業・業務機能が高度に集積し、自動車交通の集中が著しい地区においては、公共的駐車施設の整備や有効利用のための施策を総合的・計画的に実施するとともに、環境負荷の低減・公共交通の利用促進など持続可能な社会の構築へ向けた取り組みを加味しつつ、駐車場整備地区及び附置義務条例の適正な考え方について検討する。

なお、船橋北口駐車場及び船橋市本町駐車場の整備に引き続き、船橋 駅周辺南口地区再開発事業等の面的開発に併せ、公共駐車場の整備に努 める。

#### · 自転車等駐車場

道路、駅前広場等の都市交通施設が本来の機能を妨げられることがないように、<u>JR</u>及び私鉄の各駅周辺に駐車需要に対応した自転車等駐車場の整備を行う。

## c主要な施設の整備目標

おおむね 10年以内に整備を予定する施設等は次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路 • 駅前広場	・駅周辺の交通機能の向上

中心市街地の再編整備や都市機能の活性化を促す南北道路及び中心地区循環道路として3·1·37 号馬込町古和釜町線、3·3·7 号南本町馬込町線、3·4·15 号本郷町古作町線、3·4·22 号西浦藤原町線、3·4·25 号宮本古和釜町線、3·4·20 号印内習志野台線及び3·3·8 号古作町前原東2丁目線を位置付け、それらの整備を船橋駅周辺市街地の駅前再開発事業との整合を図りながら進める。また、本区域の経済活動の中心地である船橋駅周辺を核として西船橋地区、津田沼地区、北習志野地区等の各拠点を有機的に結ぶ拠点地区連絡道路による交通の円滑化を図るため、3·4·20 号印内習志野台線、3·4·27 号前原東飯山満町線を整備し、各拠点地区連絡道路の強化を図る。

#### イ.鉄道

公共交通の利便性向上と新たな拠点形成を図るため、海老川上流地区 に東葉高速鉄道東葉高速線新駅を設置する。

#### ウ.駐車場

#### • 自動車駐車場

商業・業務機能が高度に集積し、自動車交通の集中が著しい地区においては、公共的駐車施設の整備や有効利用のための施策を総合的・計画的に実施するとともに、環境負荷の低減・公共交通の利用促進など持続可能な社会の構築へ向けた取り組みを加味しつつ、駐車場整備地区及び附置義務条例の適正な考え方について検討する。

なお、船橋北口駐車場及び船橋市本町駐車場の整備に引き続き、船橋 駅周辺南口地区再開発事業等の面的開発に併せ、公共駐車場の整備に努 める。

#### • 自転車等駐車場

道路、駅前広場等の都市交通施設が本来の機能を妨げられることがないように、<u>東日本旅客鉄道線</u>及び私鉄の各駅周辺に駐車需要に対応した 自転車等駐車場の整備を行う。

## c主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路 • 駅前広場	・駅周辺の交通機能の向上

新	旧	
都市計画道路3・3・6号西船橋駅南線 <u>都市計画道路3・4・10号船橋駅三田浜海岸線</u> 都市計画道路3・4・14号本町東線 都市計画道路3・4・26号津田沼駅前原線 都市計画道路3・4・40号 <u>海老川新駅前線</u> 都市計画道路3・4・41号 <u>海老川新駅前広場線</u>	都市計画道路 3·3·6 号西船橋駅南線 都市計画道路 3·4·1 1 号本町本海川線 都市計画道路 3·4·1 4 号本町東線 都市計画道路 3·4·2 6 号津田沼駅前原線 <u>(仮称)</u> 都市計画道路 3·4·4 0 号 <u>東葉高速鉄道</u> 東葉高速線新駅前線 <u>(仮称)</u> 都市計画道路 3·4·4 1 号 <u>東葉高速鉄道</u> 東葉高速線新駅前広場線	
<ul> <li>・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・3・7号南本町馬込町線 都市計画道路3・4・25号宮本古和釜町線</li> <li>・区域内各拠点間の連絡強化 都市計画道路3・3・8号古作町前原東2丁目線 都市計画道路3・4・20号印内習志野台線 都市計画道路3・4・27号前原東飯山満町線</li> </ul>	<ul> <li>・中心地区の関連交通機能の向上 都市計画道路3・3・7 号南本町馬込町線 都市計画道路3・4・2 5 号宮本古和釜町線</li> <li>・区域内各拠点間の連絡強化 都市計画道路3・4・2 0 号印内習志野台線 都市計画道路3・3・8 号古作町前原東2丁目線 都市計画道路3・4・2 7 号前原東飯山満町線</li> </ul>	
都市計画道路3・5・31号西船橋駅印内線  ・広域幹線道路、主要幹線道路 都市計画道路1・3・2号北千葉道路 都市計画道路3・1・1号千葉ニュータウン中央線 都市計画道路3・1・3号若松馬込町線 都市計画道路3・4・15号本郷町古作町線 都市計画道路3・4・17号船橋国道14号線 都市計画道路3・4・18号海神町前原東2丁目線 都市計画道路3・4・22号西浦藤原町線 都市計画道路3・4・30号習志野公団線 都市計画道路3・5・33号藤原町馬込町線	都市計画道路 3・5・3 1 号西船橋駅印内線  ・広域的な幹線  都市計画道路 1・3・2 号北千葉道路  都市計画道路 3・1・1 号千葉ニュータウン中央線 都市計画道路 3・1・3 号若松馬込町線 都市計画道路 3・4・1 5 号本郷町古作町線 都市計画道路 3・4・1 7 号船橋国道 1 4 号線 都市計画道路 3・4・2 2 号西浦藤原町線	
・駅前広場	・駅前広場 船橋駅南口交通広場 <u>(仮称) 東葉高速鉄道東葉高速線新駅南口</u> 交通広	

新	IB	
	場	
鉄道 ・ 東葉高速線海老川新駅	鉄道 ・ <u>東葉高速鉄道東葉高速線新駅</u>	

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

#### ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

#### 【下水道】

本区域<u>では、</u>千葉県の東京湾流域別下水道整備総合計画等に基づき、流域関連公共下水道及び単独公共下水道の整備<u>を推進し、下水道処理区</u>域の拡大や水洗化の促進を図ってきた。

今後はさらに、近年頻発する局地的な豪雨や急増する老朽化施設、大 規模地震などの様々な課題に対応すべく、効率的に公共下水道整備を進 める。

## 【河川】

本区域<u>には</u>、一級河川の真間川、桑納川、神崎川及び二重川並びに二級河川の海老川及び長津川ほか3河川、また、準用河川前原川ほか6河川があり、流域内の雨水排水を担っている。

近年、気候変動の影響により河川計画を上回る降雨が増加していることから、河川改修及び貯留浸透施設等の流域対策など総合的な治水対策を積極的に推進することを基本方針とする。

## ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

## a 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

#### 【下水道】

本区域<u>は、雨水、汚水の排出先として自然の地形を鑑み東京湾と県民</u> の重要な水ガメである印旛沼に排出している。

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

今日、水資源の確保、自然環境の保全という意味から、公共用水域の 水質保全が重要な課題となってきている。

特に、印旛沼は、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画が 策定されており、関係機関の協力の下に整備が図られている。

こうした中で、居住環境保全の面から公衆衛生の保持、浸水の防止及び生活様式の改善等生活環境の向上を図り、健全な都市環境の確保に努める必要がある。本区域も千葉県の東京湾流域別下水道整備総合計画等の上位計画に基づき、流域関連公共下水道と市単独公共下水道の整備に努める。

また、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化 に対応し、市街地の浸水の防止等を図るため、公共下水道の雨水の整備 に努める。

## 【河川】

本区域<u>の主な河川は</u>、一級河川の真間川、桑納川、神崎川及び二重川並びに二級河川の海老川及び長津川ほか3河川、また、準用河川前原川ほか6河川があり、その他に整備予定の普通河川が14河川ある。各河川は、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、局所的な集中豪雨の影響を受けやすい小河川であることから、流域の都市化と相まって治水安全度が低下している。

<u>従って、河川計画を上回る大きな洪水の発生の可能性が常にあることを踏まえ、</u>河川改修及び貯留浸透施設等の流域対策など総合的な治水対

また、新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

#### イ. 整備水準の目標

#### 【下水道】

雨水整備については、5年確率の降雨(1時間当たり約50mm)を整備水準とした施設計画とし、整備効果が早期に発現するよう「選択と集中」及び「再度災害の防止」の観点から選定した浸水リスクが高い地区を対象に整備を進める。

## 【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

## b主要な施設の配置の方針

## ア. 下水道

本区域の公共下水道は、印旛沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道の二つの流域関連公共下水道による処理区域と西浦、高瀬及び津田沼の三つの単独処理区域の合計 5 系統に区分し、公衆衛生の向上及び公共用水域の保全、浸水被害の軽減を目的として汚水整備及び雨水整備を進める。さらに地震時における機能確保や施設の老朽化に伴う改築などの地震対策及び老朽化対策についても進める。

印旛沼流域下水道の処理区<u>(分流式)は、既成市街地の汚水整備はほぼ完了している。今後は引き続き汚水整備、雨水整備、地震対策及び老</u>朽化対策を進める。

江戸川左岸流域下水道の処理区<u>(分流式)は、藤原、丸山地区について汚水整備を進めている。今後は引き続き汚水整備、雨水整備、地震対</u>策及び老朽化対策を進める。

また、単独公共下水道として西浦処理区(合・分流式)は、汚水整備

策を積極的に推進することを基本方針とする。

また、新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

#### イ. 整備水準の目標

#### 【下水道】

現在、本区域の南側の既成市街地及び面開発の進んでいる北東側が既に整備されており、目標年次の令和7年においては、引き続き既成市街地及び海老川上流地区土地区画整理事業の中で人口集中地区を中心とした処理区域の拡大を目標とする。なお、汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」におけるアクションプランに基づき、令和6年度末の概成に向け、施設の整備を進める。

## 【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

## b主要な施設の配置の方針

## ア.下水道

本区域の下水道は、印旛沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道の二つの流域下水道による処理区域と西浦、高瀬及び津田沼の三つの単独処理区域の合計5系統に区分して整備を進めている。

印旛沼流域下水道の処理区<u>については、坪井特定土地区画整理事業区</u>域内を含め、既成市街地はほぼ完了している。

江戸川左岸流域下水道の処理区<u>については、本中山地区の整備が完了している。北西部の藤原、丸山地区については整備事業中であり、鎌ケ</u>谷市と協力しながら完了を目指す。

また、単独処理区として西浦処理区については、本区域の中心市街地

整備、地震対策及び老朽化対策を進める。

である湊町、西船橋太刀洗、城門、葛飾及び中山地区に至る市街地の整備をほぼ完了しており、引き続いて臨海処理系統の整備を行う。

高瀬処理区 (合・分流式) は、既成市街地の汚水整備はほぼ完了しており、引き続き汚水整備、ポンプ場や調整池を含めた雨水整備、地震対

はほぼ完了している。今後は引き続き汚水整備、ポンプ場を含めた雨水

策及び老朽化対策を進める。 津田沼処理区<u>(合流式)</u>については、習志野市と協力し整備が完了した。今後は、地震対策及び老朽化対策を進める。

## イ. 河川

二級河川海老川、飯山満川は、調節池を含めた河川改修事業を推進する。準用河川駒込川において事業を実施し早期整備を実現する。普通河川は、老朽化している箇所の整備に努める。

なお、海老川、真間川、印旛沼の各流域では、水循環の健全化に向けた施策が策定されていることから、これらの施策の推進を図る。

## c主要な施設の整備目標

おおむね 10年以内に整備を予定する施設等は 次のとおりとする。

404084010	十分という世間で「たりつ地区寺は、人のこれりこりつ。	
都市施設	名称等	
下水道	・印旛沼流域関連公共下水道	
	汚水・雨水管きょ	
	<ul><li>江戸川左岸流域関連公共下水道</li></ul>	
	汚水 <u>・雨水管きょ</u>	
	・単独公共下水道	
	西浦処理区の汚水・ <u>雨水・</u> 合流管きょ及び処理	
	場 <u>・ポンプ場</u>	
	高瀬処理区の汚水・ <u>雨水・</u> 合流 <u>管きょ、調整池</u>	
	及び処理場 <u>・ポンプ場</u>	
河川		
	・二級河川 海老川	
	・二級河川 飯山満川	

高瀬処理区<u>については、前原及び長津処理系統の整備を</u>ほぼ完了しており、引き続き<u>海老川上流地区土地区画整理事業等に合わせ、整備を進</u>める。

旧

津田沼処理区については、習志野市と協力し<u>面的な</u>整備が完了した。 <u>雨水については、西浦処理区の西船橋、葛飾、太刀洗、城門及び中山</u> 地区、高瀬処理区の谷津地区並びに津田沼処理区が、合流式で計画され ておりその整備に努める。

#### イ.河川

一級河川桑納川の坪井土地区画整理事業に伴う延伸部及び二級河川海老川、飯山満川は、調節池を含めた河川改修事業を推進する。準用河川駒込川において事業を実施し早期整備を実現する。普通河川は、改修率が低いことから改修整備促進を図る。

なお、海老川、真間川、印旛沼の各流域では、水循環の健全化に向けた施策が策定されていることから、これらの施策の推進を図る。

## c主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等		
下水道	・印旛沼流域関連公共下水道		
	汚水管渠の建設		
	・江戸川左岸流域関連公共下水道		
	丸山、藤原地区の汚水管渠の建設		
	<ul><li>単独公共下水道</li></ul>		
	西浦処理区の汚水・合流 <u>管渠の建設</u> 及び処理場 <u>の</u>		
	増設		
	- 高瀬処理区の汚水・合流 <u>管渠の建設</u> 及び処理場 <u>の</u>		
	増設		
河川	<u>・一級河川 桑納川</u>		
	・二級河川 海老川		
	・二級河川 飯山満川		

· 準用河川 駒込川

(注) おおれれ10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含れれのとする。

## (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①主要な市街地開発事業の決定の方針

#### ア. 船橋駅周辺南口地区

船橋駅南口については、<u>商業・業務・文化機能等が充実した中心商業</u> 地として、土地の高度利用と駅前広場の整備を促進するため、地権者の 合意形成による市街地再開発事業の推進を図る。

#### イ. 船橋駅周辺北口地区

船橋駅北口については、市街地再開発事業等により、商業・業務・文 化機能等が充実した中心商業地として、土地の高度利用を促進する。

#### ウ. 西船橋駅周辺南口地区

西船橋駅南口については、都市基盤の整備が行われないまま市街化が進んでいる。今後は、商業・業務施設の集積、文化活動の拠点形成を図り、西部地区の拠点として駅前広場の整備を含め、計画的な都市基盤整備を促進する。

#### 工. 東海神駅周辺地区

東海神駅周辺地区については、低層の木造住宅が密集し、道路率・空地率が低いため、都市防災の観点から道路等の計画的な都市基盤整備を促進し、秩序ある良好な住宅市街地の創出を図る。

## 才. 飯山満地区

旧都市基盤整備公団による集合住宅の建設、また、宅地開発行為による低層住宅の建設等で計画的な整備が図られた地区であるが、飯山満駅周辺は、農地山林等の未利用地が一団として存在している。ついては、将来のスプロール化を抑制することと、道路を確保するため、土地区画整理事業等による計画的な整備を今後も推進していく。

#### 力. 海老川上流地区

旧

• 準用河川 駒込川

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

#### 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①主要な市街地開発事業の決定の方針

#### ア. 船橋駅周辺南口地区

船橋駅南口については、<u>市街地再開発事業等による地区毎の計画的な</u>整備を推進しており、第一地区の事業完成後も、商業・業務・文化機能 等が充実した中心商業地として、土地の高度利用と駅前広場の整備を促進する。

#### イ. 船橋駅周辺北口地区

船橋駅北口については、根幹的都市施設である都市計画道路及び駅前 広場等の整備をさらに進めるとともに、市街地再開発事業等により、商 業・業務・文化機能等が充実した中心商業地として、土地の高度利用を 促進する。

#### ウ. 西船橋駅周辺南口地区

西船橋駅南口については、都市基盤の整備が行われないまま市街化が進んでいる。今後は、商業・業務施設の集積、文化活動の拠点形成を図り、西部地区の拠点として駅前広場の整備を含め、計画的な都市基盤整備を促進する。

## 工. 東海神駅周辺地区

東海神駅周辺地区については、低層の木造住宅が密集し、道路率・空地率が低いため、都市防災の観点から道路等の計画的な都市基盤整備を促進し、秩序ある良好な住宅市街地の創出を図る。

## 才. 飯山満地区

旧都市基盤整備公団による集合住宅の建設、また、宅地開発行為による低層住宅の建設等で計画的な整備が図られた地区であるが、飯山満駅周辺は、農地山林等の未利用地が一団として存在している。ついては、将来のスプロール化を抑制することと、道路を確保するため、土地区画整理事業等による計画的な整備を今後も推進していく。

#### 力,海老川上流地区

本区域の中心部に位置する東町、米ケ崎町、高根町、夏見、飯山満町 の海老川上流地区については、<u>東葉高速線海老川新駅</u>を設置し、土地区 画整理事業等により地域に必要な都市機能が集積した新たな拠点の形成 を図る。

#### ②市街地整備の目標

おおむね 10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地区名称
市街地再開発事業	
	・船橋駅南口 <u>地区C1、C2</u> 街区
土地区画整理事業	• 飯山満地区
	・海老川上流地区

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

## (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

## ①基本方針

本区域は、海から源流域までたどれる海老川が市の中心部を流れているほか、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林や<u>タブノキ</u>、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くある。

これらの緑は、私たちの生活に安らぎを与えるだけでなく、防災・減 災、都市環境の改善、生物多様性の保全などのさまざまな機能を有して いる。

南部地域では源流域から海岸線まで緑と水に親しみながら散策でき、北部地域では豊かな自然と穏やかな田園風景のなかを散策できるようなネットワークを形成することや旧海岸線に残る美しいクロマツの林やタブノキを後世に残すことは、人と自然の共生を促し、本区域の魅力を維持することになる。

また、区域内<u>の</u>どこにでも緑が目に映り、身近なところに快適な公園がある<u>そして</u>緑の<u>多面的な機能を生かした環境に配慮した快適な</u>街づくりを進めていく。

このような、全ての住民が緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指

旧

本区域の中心部に位置する東町、米ケ崎町、高根町、夏見、飯山満町 の海老川上流地区については、<u>東葉高速鉄道東葉高速線新駅</u>を設置し、 土地区画整理事業等により地域に必要な都市機能が集積した新たな拠点 の形成を図る。

#### ②市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地区名称
市街地再開発事業	<ul><li>・船橋駅南口A1街区</li><li>・船橋駅南口C1</li></ul>
土地区画整理事業	<ul><li>・飯山満地区</li><li>・海老川上流地区</li></ul>

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

## 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

## ①基本方針

本区域は、海から源流までたどれる海老川が市の中心部を流れている ほか、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林や、市街地に自然的な緑 の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くある。

南部地域では、源流から海岸線まで緑と水に親しみながら散策でき<u>たり</u>、北部地域では豊かな自然と穏やかな田園風景のなかを散策できるようなネットワーク<u>の形成や、</u>旧海岸線に残る美しいクロマツの林を後世に残すことは、本区域の魅力を<u>一層高める</u>ことになる。また、区域内<u>で、</u>どこにでも緑が目に映り、身近なところに快適な公園がある緑の街づくりを進めていく。

このような、全ての住民が緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指

し、船橋をふるさととして<u>健康に</u>末永く暮らせる緑豊かな街を住民と共に実現していくために、以下の項目を基本方針とする。

- ○人と緑と生きものが<u>共生し</u>ふれあえる、水と緑のネットワークをつくる
- ○多様な緑を生かし船橋らしい風格ある緑の都市をつくる
- ○安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やす
- ○住民・事業者との連携により、緑を守り育んでいく
- ・緑地の確保目標水準

组业发伊日抽业游	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
緑地確保目標水準	約14%	約17%
(令和 <u>27</u> 年)	(約792ha)	(約1,497ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	<u>令和2</u> 年	令和 <u>17</u> 年	令和 <u>27</u> 年
都市計画区域人ロー 人当り目標水準	<u>7.6</u> m²/人	8.0 m <sup>2</sup> /人	9.8 m <sup>2</sup> /人

## ②主要な緑地の配置の方針

旧

し、船橋をふるさととして末永く暮らせる緑豊かな街を住民と共に実現していくために、以下の項目を推進する。

- ○人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくる
- ○多様な緑により、風格ある緑の都市をつくる
- ○安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やす
- ○市民との連携により、緑を守り育んでいく
- ・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約14%	約17%
(令和 <u>17</u> 年)	(約792ha)	(約1,497ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	<u>平成22</u> 年	令和 <u>7</u> 年	令和 <u>17</u> 年
都市計画区域人口 一人当り目標水準	<u>7.2</u> ㎡/人	8.0 m²/人	9.8 m²/人

## ②主要な緑地の配置の方針

本区域は、平成5年9月に「環境共生モデル都市」の指定を受け、「船橋市都市環境計画」が策定されており、この中で示された、北部地域から南部地域にかけて連なる水と緑を結ぶ南北環境軸の構想に基づき、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観系統の総合的なネットワークの形成を図る。

また、本区域の北部丘陵地帯に源を発し、中心市街地を流れ、昔から 地域の人々と密接な関わりを持つ海老川流域においては、市街地、農地、 山林などを広く取り込んだ地域ぐるみの施策である「海老川流域水循環 系再生行動計画」に基づき、河川改修等や公園・緑地の整備・保全が推 進されている。

## a 環境保全系統

#### ア. 南部海老川環境軸

海老川、長津川、北谷津川、高根川及びその周辺を南部海老川環境軸と位置づけ、動植物の生息環境の保全・創出を行うとともに、水辺での学習活動などを行い、市民の交流が生まれる環境共生拠点としての形成を図る。また、散策路や自転車道の整備を検討するなど、自然的環境を生かした水と緑のネットワークづくりを進める。

## イ. 北部アンデルセン環境軸

アンデルセン公園、県民の森を中心<u>とした地域には多くの樹林地が残されているため、緩やかな規制と管理者への支援等により、自然的環境の保全と緑のネットワークづくりを進める。</u>また、農村部の田園の保全に努める。

## b レクリエーション系統

ア. 住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から 54 の公園整備推進地区 に分け、各地区の公園整備状況をもとに、住区基幹公園が不足している 地区を優先的に整備する。

#### a 環境保全系統

水と緑のネットワークを形成し、緑や生きものにふれあえるように既存の施設や自然的な資源の保全と新たな施設の整備などにより、南北環境軸をさらに展開し、南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸の2つの環境軸を設置する。

#### 7.南部海老川環境軸

海老川、長津川、北谷津川、高根川及びその周辺を南部海老川環境軸と位置づけ<u>ネットワーク化を図る。将来的には都市部の自然的な緑と水の</u>骨格的な軸に位置づけ、海老川流域全体を広域公園的な場として環境の向上を図る。南部海老川環境軸は、次の2つの環境軸から形成する。

·海老川、長津川環境軸

既に整備された河川沿いのプロムナードと長津川調節池や公園のほか、海老川上流の面整備事業と連携を図り形成する環境軸。

· 北谷津川、高根川環境軸

夏見緑地のほか、周辺の斜面緑地を保全し、自然的な景観を維持する とともに金杉自然の郷などの拠点施設、北谷津川、高根川沿いのプロム ナードなどの整備により形成する環境軸。

4.北部アンデルセン環境軸

アンデルセン公園、県民の森を中心<u>に、既存の道路を活用した散策路の整備と、周辺の樹林などの自然環境の保全により、小室駅から三咲駅まで、自然的な風景や古い民家集落等の歴史的な資源などに親しみながら北部の自然を歩いて回れるネットワークとして整備を図る。</u>また、農村部の田園風景の保全に努める。

## b レクリエーション系統

## ア.街区公園

街区公園は、その他の公園種別に比べて比較的整備が進んでいるが、 不足している地域がある。一方、地域のコミュニティに根づいた境内地 や、広場なども本区域には分布している。このため、このような街区公 園及び街区公園と同等の機能を果たす代替地が誘致圏内にない地域を街 区公園不足地として、優先的に整備を促進する。

1.近隣公園·地区公園

旧

## イ. 都市基幹公園 (総合公園、運動公園)

都市の中の身近な公園・緑地や市民のレクリエーション需要に応える 都市基幹公園の整備に努め、都市の快適性や健康の維持に寄与する公園 をバランスよく配置する。

#### ウ. 広域公園

広域的な圏域を持つ公園は、地域の特性や市民のニーズを踏まえつつ、 配置バランスを考慮した整備を図る。

#### エ. 公園施設の再整備

施設の老朽化及び利用形態の変化並びに子育て支援及び高齢化対応の 充実など、施設の状況や地域のニーズを踏まえて、機能の集約・分配及 び再整備による活性化を検討する。

## c防災系統

緑やオープンスペースは、雨水の貯留浸透機能、延焼防止機能、急斜面の崩壊防止機能、災害時の一時避難地としての機能等を有している。 このため、地域特性に応じた公園・緑地の配置や公園内への雨水貯留浸透施設、火災に強い樹木の植栽、防災資機材の設置などを検討する。

また、防災活動の拠点となる防災機能の高い公園を適切に配置する。 さらに、市街化区域内に多く指定された生産緑地、歩いて行ける身近 な公園等により、体系的に空地の確保を図る。

## d景観構成系統

近隣公園及び地区公園は、本区域において著しく不足し、また、まと まった用地を必要とするため整備が困難な公園である。一方、高齢化社 会の到来や災害時の一時避難地としての重要性などから積極的な整備が 必要であり、本区域の実状を鑑みながら、徒歩圏(15 分、1km)に個 性のある身近な公園を確保する。

ウ.広域公園・総合公園・運動公園

<u>都市基幹公園であるこれらの公園について配置バランスを考慮した整</u>備を図っていく。

## c防災系統

本区域では、地域防災計画に基づき、避難場所の指定や、防災協力農地制度の促進等、災害に強い街づくりが推進されている。これら避難場所のほか、市街化区域内に多く指定された生産緑地、緑の基本計画に基づき歩いて行ける範囲内に確保される身近な中規模公園等により、区域全域に体系的に空地の確保を図る。丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。

## d景観構成系統

都市において、視覚的に緑量を感じる緑を増加させるために、街路樹による連続する緑空間を形成するとともに、景観木と生垣運動を都市計画制度や市街地開発事業に連動させて良好な都市景観の形成及び緑量を感じる緑の向上を図る。

#### ア. 緑の東西軸

JR総武線沿いの旧海岸線に残る樹林等を、本区域の特徴的な景観軸 として緑の東西軸と位置づけ、かつての海辺の景観を今に伝える旧海岸 段丘上にわずかに残る松林や社寺林を保全し、周辺の住宅地と一体となった良好な緑地空間の形成を図る。

#### イ. 連続する緑空間の形成

一定幅員以上の道路整備においては、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討し、道路緑化を推進する。

#### ウ. 立体的な緑化の推進

住民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民間 施設において壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化や生垣設置 を推進し、視覚的に緑量を感じさせるなど、緑の効果を高める。

エ. 緑の育成「住民と一緒に育てる緑の都市」

都市の緑化を一層推進するため、<u>住民の緑化活動を支援する。支援にあたっては、緑化に関する情報の提供やイベント開催などの普及・啓発</u>活動に取り組んでいく。

#### eその他

## ア. 市街化区域の樹林の保全

市街化区域の<u>樹林地</u>は、開発圧力が高いことから、南北環境軸の形成や緑の東西軸の形成上重要な<u>樹林地</u>を対象に、<u>保全を法的に担保できる</u>制度の活用を検討する。

イ. 市街化調整区域の樹林の保全

ア.街路樹による連続する緑空間の積極的形成

道路緑化を積極的に進めることにより目に映る緑をつないでいく。

## 4.景観木・生垣運動での緑の街づくり

都市景観の向上に資するものとして、都市計画制度や市街地開発事業 に連動させて、市街地内全域で目に映る緑の向上を図るほか、面的に緑 化推進に取り組む区域を設定し、効果的に緑化を進める。

ウ.緑の育成「住民と一緒に育てる緑の都市」

都市の緑化を一層推進するためには、<u>緑化に関する情報の提供や各種</u> <u>支援などの普及・啓発活動を住民に対して行い、住民と一緒に緑を育て</u> ていくことが必要である。このため、住宅や企業敷地などの民有地の緑 化について普及啓発活動に取り組んでいく。

## eその他

樹林に対する開発の圧力は、市街化区域、市街化調整区域で異なる。 このため、市街化区域と市街化調整区域とでは異なる保全方策を適切に 適用する。また、本区域で従来用いられていなかった特別緑地保全地区 制度についても、用地を段階的に公有化したり、寺社などの樹林の担保 性を一層向上させる方策として活用する。

優先的に保全する樹林として「南北環境軸形成上重要な自然林」、「緑の東西軸を形成する自然林」「生物生息上重要な自然林」を位置づけ、 積極的に保全を図る。

ア.市街化区域の自然林の保全

市街化区域の<u>樹林</u>は、開発圧力が高いことから、南北環境軸の形成や緑の東西軸の形成上重要な<u>樹林</u>を対象に、<u>都市緑地化や特別緑地保全地区化など、担保性の強い方策を適用することにより保全を図る。</u>

1.市街化調整区域の樹林の保全

• 中部地域

本地域は南北環境軸にあたり、斜面緑地により形成される緑の景観が最大の資源となっているため、これらの樹林の保全を図る。

• 北部地域

本地域は北部アンデルセン環境軸形成上、樹林が歴史的資源と一体となるなどして、景観的にも、自然的にも重要なものや、水系と一体となって生物生息上重要なものなどがあり、これらの樹林の保全を図る。

ウ. ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた取組の推進 多様な自然的環境の保全と利用、行動変容につながる普及・啓発や環 境教育の促進などにより、生物多様性を保全し、回復を図る。

## エ. 三番瀬の保全

三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し、干潟の恵みを享受できるよう、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然的環境や漁場の保全・再生・利用を図る。

## ③実現のための具体の都市計画制度の方針

## a 公園緑地等の施設緑地

- ア. 街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮し配置する。
- イ. 近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的 とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮し配置 する。
- ウ. 地区公園は、主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供すること を目的とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮 し配置する。
- エ.総合公園は、既設のアンデルセン公園の施設の改修や再整備を行い、 機能・魅力を高める。
- オ. 運動公園は、既設の船橋市運動公園の老朽化した施設の再整備を行うとともに、住民の利便性を図るため新たな公園の整備を検討する。
- カ. 広域公園は、県北西部の葛南自然ふれあいモデル地区構想に基づき

旧

• 中部地域

本地域は南北環境軸<u>形成上、北谷津川・高根川環境軸</u>にあたり、斜面 緑地により形成される緑の景観が最大の資源となっている<u>このため、</u> 特別緑地保全地区制度の活用を含めて樹林の保全を図る。

• 北部地域

本地域は北部アンデルセン環境軸形成上、樹林が歴史的資源と一体となるなどして、景観的にも、自然的にも重要なものや、水系と一体となって生物生息上重要なものなどがあり、これらの樹林の保全を図る。

## ③実現のための具体の都市計画制度の方針

## a 公園緑地等の施設緑地

7.街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮し配置する。

イ.近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮し配置する。

ウ.地区公園は、主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、住圏毎の人口規模、公園種地の有無等を考慮し配置する。

エ. 総合公園は、既設のアンデルセン公園の施設の改修や再整備を行い、 機能・魅力を高める。

オ.運動公園は、既設の船橋市運動公園<u>に加え、市民</u>の利便性を図るため新たな公園の整備を検討する。

カ.広域公園は、葛南地区に公園を配置する。

旧

#### 整備を図る。

- キ. 緑地は、<u>南北環境軸</u>を構成する海老川を中心として、河川等を生か した緑道を配置する。また、重要性の高い樹林を都市緑地として確 保する。
- ク. 墓園は、船橋市霊園の整備を図る。
- ケ. 公共施設緑地は、長津川調節池、高瀬下水処理場、海老川調節池等 の確保を図る。

#### b地域制緑地

- ア. 指定樹林制度の活用や特別緑地保全地区指定の検討等により、 市街地の樹林、斜面緑地、社寺緑地等の保全を図る。
- イ. 風致地区については、地域の実状に配慮しつつ、現在の指定区域 4 箇所の継承により、都市における自然的な要素に富んだ良好な景観の維持、都市環境の保全を図る。
- ウ. 都市農地が有する緑地機能及び多目的保留地機能を維持・発揮させるため、生産緑地制度を活用することにより、都市農地の保全を図っていく。

## ④主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

## a 公園緑地等の施設緑地

種別	名称等
広域公園	葛南広域公園
運動公園	(仮称)第2運動公園
近隣公園	大穴近隣公園
街区公園	(仮称)二和東公園
	かいなん公園 他

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。

\*.緑地は、<u>南北軸</u>を構成する海老川を中心として、河川等を生かした緑道を配置する。また、重要性の高い樹林を都市緑地として確保する。

り.墓園は、船橋市霊園の整備を図ることとする。

ケ.公共施設緑地は、長津川調節池、高瀬下水処理場、<u>海浜公園、</u>海老川調 節池等の確保を図る。

#### b 地域制緑地

良好な自然的環境の保全等を図るため、特別緑地保全地区等の指定を 以下のように進めるものとする。

7.<u>特別緑地保全地区制度を活用し、</u>市街地の樹林、斜面緑地<u>及び</u>社寺緑地等の保全を図ることとする。

イ.風致地区については、地域の実状に配慮しつつ、現在の指定区域4箇所の継承を図る。

ウ.都市農地が有する緑地機能及び多目的保留地機能を維持・発揮させるため、生産緑地制度を活用することにより、都市農地の保全を図っていく。 エ.その他の保全地区については、条例による保全樹林及び農地を維持していくこととする。

## ④主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

## a 公園緑地等の施設緑地

種別	名称等
広域公園	葛南広域公園
運動公園	(仮称) 第2運動公園
近隣公園	大穴近隣公園
街区公園	(仮称)二和東公園
	(仮称) 西船公園 他

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。